

唱歌教授における伴奏の扱いについて

—明治期の唱歌教授法文献研究より—

藤田光子

About the Handling of Accompaniments in Teaching Songs:
From the Research on Documents of Teaching Songs in the Meiji Era

Mitsuko FUJITA

1. はじめに

現在学校教育で使用される教科書に掲載されている楽曲の伴奏は、教員が使用する指導書の中に伴奏譜が付されている。それらの伴奏譜は学校教育の中で日常的に音楽の授業で使用され、園児、児童の音楽活動を一層豊かにしている。

歌唱教育の中では、伴奏も楽曲の一部であると考えられることが多く、楽曲の完成においても伴奏は、楽曲の重要な部分を占めていると言える。

また今日の指導書などでは指導が円滑に行えるように数多くの伴奏譜やさまざまな教員が使用できるような簡易伴奏譜なども多く掲載されている。実際に指導書や教育法の教科書にも伴奏の種類も多く本格伴奏、簡易伴奏の記載があり段階に応じて使用できるよう工夫されているものが多い。

歌唱教育における「伴奏」という概念はいつごろから存在し、どのように変化してきたのか。学校教育によって唱歌教育が始まった明治期の「伴奏」については今日のような形で使用されていなかったのではないかと疑問とともに、今日のように楽器が豊富ではなく自由に

楽器を奏することのできる教師も少なかったと思われるなかでどのように示されていたのかを明らかにしたい。また「伴奏」という概念がどのような変遷をたどって今日に至っているのかを唱歌曲集と教授法文献のいくつかから、その糸口を見つけ、特徴やまた扱い方の傾向を探る。

本稿では、まず明治期の音楽科授業の創世期、まさに学校教育の始まりに発刊された唱歌集とまたこの時期発刊されている教授法に関する文献資料のいくつかから、内容を検証し「伴奏」について記されているものについて、その特徴を探る。さらに教授方法から今日の指導書などに記載されている伴奏の扱いとの違いについて探る。ここであわせて「前奏」に関する概念についても同様に検証するものとする。

ここでいう「伴奏」の概念は以下のようにする。まず音楽中辞典音楽之友社における「伴奏」は「旋律進行をになう主要声部以外の音で、主要声部に従属し、旋律の拍子や和声構造を明瞭にするすべての音をいう。伴奏はひびき、リズム、異なった個性を持つ声部の総合である。機能和声的な音楽以外では、作品のどの部分が伴奏であるかを判断するには問題がある¹⁾」とあるが、本稿で扱う唱歌については前者の概念に近いと言えるため本稿における「伴奏」の概念

は、「旋律や主要声部に従属するもので、主要旋律における拍子、和声を明瞭にするためのものである」とする。

2. 明治期唱歌における伴奏の扱い

唱歌の歴史としては始まりは【年表1】のように明治10年の「保育唱歌」にはじまるが、その後明治14年には「小学唱歌集」音楽取調掛によって編纂された。これによって唱歌教授の進む道は示されたことになるが、実際には「明治14年小学校教則綱領」には「唱歌は教授法等の整うのを待て之を設くへし²⁾」とされ、教員養成の急務が第24条にも記されているような状況にあったことは明らかである。このような状況であるからこそ明治時代には多くの唱歌集と唱歌教授法に関する文献の発刊がなされているのも理解できる点である。また教授についても試行錯誤が繰り返される時代であったことも推察できるものである。

【年表1】

年代	唱歌集
明治10年	保育唱歌
明治12年	音楽取調掛設置
明治14年	小学唱歌集初編
明治20年	幼稚園唱歌集
明治34年	幼稚園唱歌
明治44年	尋常小学唱歌

本稿ではまず明治期唱歌教育の中の「伴奏」に着目してそれらを明治期発刊された唱歌集の中から伴奏の取扱について検証し考察する。

2-1. 唱歌集における伴奏から

明治14年「小学唱歌集」が発刊された。この唱歌集では、数字による音階の表記が掲載されており、楽曲については単音の伴奏なしの楽譜である。

明治20年「幼稚園唱歌集」が発刊される。文部省編纂のこの唱歌集では単音の旋律が記されている。

唱歌集として伴奏が付されているものは、共益商社書店発行であるが明治34年(1901年)「幼稚園唱歌」があげられる。この凡例の中に、「凡て伴奏を附したり、然れども、こは先ず口授法を以て、児童の大抵熟したる後、楽器を添えて歌わしむる際に用ゐんが為めにして、初めより教授に伴はしめんが為にはあらず³⁾」とある。これは伴奏を歌が熟知した後につけるのがよいとしている。またはじめから楽器による伴奏は好ましくない事が記されている。一般的に使用されている現在の伴奏の概念と近いといえる。

また明治44年「尋常小学唱歌」に対するもので明治45年の「尋常小学唱歌 伴奏楽譜歌詞評釈」がある。例言(伴奏の部)のなかには、『伴奏は教授のはじめよりこれを奏せずして、児童がやや唱歌に習熟したる後に用うるを可とする⁴⁾』とある。この伴奏書から推察するに、唱歌教授の「伴奏」の扱いの例として、歌唱が習熟した後にある程度の形になってから伴奏を用いるというものである。

また唱歌教授の方法としては口授法について述べられている。これについては「4. 唱歌教授方法について」の項で文献ごとにその方法について触れる。

ここで明治45年「尋常小学唱歌 伴奏楽譜歌詞評釈 第1学年用」にあげられている楽曲の伴奏についてその特徴を分析する。

この伴奏楽譜には、20曲の伴奏が掲載されている。特徴としては和音伴奏で奏されるものが多いことである。和音伴奏もほぼ主旋律に沿った形での進行が特徴的であろう。「人形」のようにアルペジオ風の左手に主旋律がのる形の伴奏も記されている。20曲の中でその形がみられるものは「朝顔」の後半部分、同様に「菊の花」の後半部分である。

この中でも現在まで歌い継がれている楽曲として「日の丸の旗」「かたつむり」を比較してみると、まず、調、拍子、速度ともに同様である。この伴奏楽譜に記載されている「日の丸の旗」は左右復音で記された伴奏である。現在の指導書に記載されている伴奏譜は右手3和音左手単音の形である。

「かたつむり」では「尋常小学唱歌 伴奏付歌詞評釈 第1学年用」では二長調で記載されている。拍子2/4 速度四分音符=92は現在指導書によると四分音符=88~96であるためほぼ同様であるといえる。この伴奏譜では付点のリズムを和音で表す形であり、特徴的である。現在簡易伴奏譜などで使用される右手主旋律、左手単音の形と大きく異なる点であるといえる。

【譜例1】

日の丸の旗（「尋常小学唱歌 伴奏付歌詞評釈 第1学年用」より）



【譜例2】

かたつむり（「尋常小学唱歌 伴奏付歌詞評釈 第1学年用」より）



2-2. 唱歌教授における伴奏楽器

現在学校教育や幼稚園などで伴奏は、ピアノ、電子オルガンなどが主流であるが、当時伴奏楽器はどのようなものが使用されていたか当時の文献に記されている。

『小学教授法詳論 全』 武市義直著 博愛堂 明治16年によると「楽器ノ如キハ彼是流用スルヲ得ヘシ目下得易クシテ適當ノモノハ風琴及ビ我が国ノ箏胡弓ヲ宜シトス大風琴ノ如キハ精巧ニノ最モ妙技ナリト難其高直ナルヲ以テ容易ニ備工得ヘカラズ⁵⁾」のように唱歌科における楽器の使用については風琴(オルガン)、箏、胡弓があげられている。また大風琴(ピアノ)がその難易についても述べられている。このことから実際はそれらの楽器も十分に唱歌教授

に使用できていなかった可能性は十分に考えられる。

ここで分かることは「伴奏」という表記はないが、唱歌科で使用する楽器が風琴(オルガン)さらに箏、胡弓を推奨している。ピアノについては演奏の難しさ、高価であることから備えるのが難しいとある。ピアノの技術が難しく当時容易に演奏できる者が少なかったことが推察される。

『小学校唱歌科教授法 松岡鋼一郎著 明治27年』には「楽器ハ通常風琴、洋琴、箏、胡弓、バイオリンナドヲ用ウル中ニ就キ胡弓バイオリンハ便ニシテ室内外ヲ問ワズ之ヲ使用スルニ適當スト難モノソ音ハ教師ノ耳ニテ調整スルモノナレハ聴覚ノヨク発達シタル人ニ⁶⁾」と記されている。ここにおいても、上記と同様に楽器を伴奏に使用していたことがわかる。しかし、楽器の扱いとしての難しさについてはバイオリンの調弦の難しさについて詳しく記されている。

2-3. 唱歌教授法文献における伴奏

ここでは明治期に発刊された唱歌教授法について記載されている文献の中から発刊がほぼ10年ごとの7冊をとり挙げ、当時の唱歌教授法について記された文献において「伴奏」というものの扱いがどのように記され、どのようになされているかその傾向を探り、考察する。

表2からわかるように唱歌教授に関する文献については多くは伴奏に関する記載がなされている。以下は教授法について書かれている文献からその詳細を分析する。

『小学教授法詳論 全 武市義直著 博愛堂 明治16年』においては、「伴奏」という概念よりむしろ「楽器奏」という概念が見受けられる。唱歌教授のなかで伴奏を付けることで楽曲を仕上げていくというのではなく、唱歌自体を子ども達が歌唱できるようになる手助けとしての旋律の楽器奏が存在していることがわかる。

『初等教育教授法 大石兵蔵著 博文館 明

【表2】

年代	書名	発行所	著者	伴奏に関する記載
明治16年	小学教授法詳論	博愛堂	武市義直	あり
明治25年	初等教育教授法	博文館	大石兵蔵	なし
明治27年	小学校唱歌科教授法	著者蔵版	松岡鋼一郎	あり
明治30年	小学唱歌教授法	教育書房	伊沢修二 鳥居忱 元橋義敦	あり
明治39年	小学唱歌新教授法		天谷秀	あり
明治44年	小学校における实际的教授法	広文堂	田中広吉	あり
明治44年	実用教授法	宝文館	児崎為植	あり

治25年』においては、唱歌科に関する記載は1ページ程度しかなく、伴奏に関する詳細な記載はない。このように初等教育教授法のように全教科について書かれている教授法文献には唱歌科について多く記載されていないものもある。

『小学校唱歌科教授法 松岡鋼一郎著 明治27年』については「楽器ヲ唱歌ニ伴奏スルヲ最モ宜シトス楽器ハ⁷⁾」と記載されており、ここでは「唱歌の伴奏」という概念が明確に記されている。

『小学校唱歌教授法 伊沢修二 鳥居忱 元橋義敦著 教育書房 明治30年』には「第六章 教授の方法(二)教授」の中で、『教師自ラ拍子ヲ取りツツ楽器ヲ用キズシテ歌曲ヲ一回唱ヒ生徒ニ黙聴セシム次ニ教師ハ先ズ歌詞ノ最初ノ一節ヲ誦読シ更ニ生徒ヲシテ之ヲ誦和セシム若シ⁸⁾』更に『教師ハ其ノ一節ヲ唱謡シ全生徒ヲシテ之ヲ模唱セシムベシ⁹⁾』とあり教授の方法としては教師が拍子をとって一つづつ歌い生徒が後に続き歌うというものであることがわかる。「(三)練習」の中で、『最初ヨリ幾回モ之ヲ繰返サシメ其ノ宜シキヲ得ルニ至リテ後始メテ楽器ヲ伴奏シテ之ニ唱和セシムベシ¹⁰⁾』とあることから明治30年に書かれた書物には歌を教授する際にある程度歌えるようになってから楽器を伴奏として使用するという記載がある。教授方法の順番としては、歌えるようになってはじめて伴奏をして唱和することが明確に記されている。

これらのことから「教授法文献」を参考にし、学んだ教師による教授の際このような方法がとられていたであろうことが推察される。しか

し、実際には教室でどのような指導にあたっていたかについては今後の課題とする。

『小学唱歌新教授法 天谷秀著 明治39年』においては「第5教授上の注意」のなかで、「既に合奏に熟したならば、独唱させるが肝要である。独唱にも、楽器を伴奏するを先として、あとには伴奏せぬがよい¹¹⁾」とある。ここからは歌唱に関する伴奏の必要性は唱えているが、独唱の場合の伴奏は歌えるようになったらはずしていくとの考え方である。現在の独唱の概念との差異がみられ、またこれまでの教授法文献に登場した教授方法の中で記されている、「順序」から考えても差異がみられる。考え方としては武市氏の歌唱旋律の音取りの手助けとしての「伴奏」概念に近い。当時の教授法文献にはひとつは歌唱の手助けとしての楽器奏、さらに歌唱できるようになってからの「伴奏」これら2通りの「伴奏」概念が登場していることが分かる。

『小学校に於ける实际的教授法 田中広吉著 明治44年 広文堂』においては非常に詳細にわたって唱歌教授の方法が記されている。そのなかでも「模唱練習のなかで、教師または楽器の正しい模範を静聴したらそれを真似て唱える練習がいる。¹²⁾」とある。ここでは旋律の音とりの段階での楽器使用について記されている。さらに伴奏の軽減について記されている項では「今迄楽器の伴奏により調子の低下を防ぎ、拍子の律動を調整せしめてその規範をしめして居たが、順次伴奏を軽減して児童自身で唱えることのできるように導かねばならぬ。¹³⁾」このことから伴奏のあり方としては、あくまでも歌え

るようになることの補助的な存在であったことが伺える。伴奏を付して仕上げるというよりは、一人で歌唱できるようになったうえで伴奏ははずしていくという考え方である。

『実用教授法 児崎為槌著 宝文館 明治44年』では、「第3の練習」の項において、「習熟するにつれ次第に楽器を軽く奏し、暫く声を十分にださしむ¹⁴⁾」とし歌唱できるようになるにつれ楽器から離れるよう記載されている。ここでも「伴奏」という概念よりむしろ旋律における楽器奏という面がみえる。児崎による記載も教授案のなかでは非常に詳細であり、範唱の回数や楽曲の中の注意すべき点、指導事項なども詳しく記載されている。ここでも同様に教授法の順序は次第に楽器を離していくという方法が示されている。

3. 唱歌の伴奏における前奏の扱い

現在、歌唱における「前奏」は楽曲の一部として存在していると考えることが多いが、学校教育の中で使用される楽曲については、前奏譜のないものについて、終わりの数小節を使用したり、始めの数小節を使用したりといった場合が見受けられる。実際現在の指導書の掲載楽譜を見ると、教材の簡易伴奏については大半が、楽曲の始めの数小節もしくは終わりの数小節を「前奏」として使用するよう記載されている。また現在の楽曲の中でも作者が「前奏」を書譜している楽曲や、伴奏編曲者によって作譜されているものについては「前奏」が楽曲の一部として作曲されているものも多い。このことと比較してみると、明治期の唱歌教授に関して「前奏」という概念はあまり登場しない。前項で見

てきた通り「伴奏」という概念上の違いがこの「前奏」の存在についても影響していることが推察される。そのようななかで明治期の「前奏」の扱いを知るひとつの手がかりとして、岡山県師範学校附属小学校による『小学校に於ける実際的教授法 田中広吉著 明治44年 広文堂』による文献が残されている。『始めさすときには「ハイ」とか「一所に」とか適當の合図によって始めさせたり、又楽器で一段落の奏樂が終わってから直ぐ始めるようにするがよい。』¹⁵⁾とある。これは楽曲を歌唱させる際の合図の仕方である。教師の声による合図の仕方について触れ、さらに歌唱旋律の始めの一節を奏し歌い始めるという方法に触れている。これは現在指導書などに掲載されている「前奏」の扱いと類似しているといえる。「前奏」は歌唱旋律歌い始めの1段落を使用していたことがわかる。

4. 唱歌の教授方法

これまで見てきた文献について、「伴奏」「前奏」の扱いが記載されているのは主に「教授方法」の項である。今日の指導書などには、年間指導計画例や指導案作成の手引き、教材研究資料などが記載されており、ここまで詳細に渡って教授の手順や方法回数まで記載されているものは少なく、明治期に発刊された教授法文献には非常に細かく一つ一つの動作などに触れたものや、教授の手順や方法などが記されているものが多いことが分かる。

今回取り上げた7冊の唱歌教授に関する文献から唱歌教授の順序と方法について文献ごとにまとめると以下の【表3】ようになる。

【表3】

文献名	年代	著者	記載頁	順序および方法の記載
『小学教授法詳論 全』	明治16年	武市義直	p140	教師先ズ歌ヒ ↓ 手ヲ打テ其ノ節ヲナシ稍ヤ熟スルニ ↓ 和唱 ↓ 楽器ニ倚セ歌ワシムル

文献名	年代	著者	記載頁	順序および方法の記載
『初等教育教授法』	明治25年	大石兵蔵	pp206～207	手ヲ上下スル等ノ態度ヲ用フ ↓ 音ノ高低ヲ兒童ニ悟ラシムルニ ↓ 聴覚ニノミ依頼スベカラズ又之ヲ視覚ニ訴ヘ
『小学校唱歌科教授法』	明治27年	松岡銅一郎	p26	口授法 予備：談話ヲナス ↓ 楽器ニテ歌曲全体ヲ奏ス。 楽器ヲ用ヒズシテ生徒ノ正面ニ立チ拍子ヲ拍チツツ ↓ 教師一語若クハ二小節ヲ謡ヒテ全生徒ヲシテ之ヲ倣ハシメソノ唱方宜シキトキハ次ニ移リ 楽器ヲ用ヒザル 教師模範ヲ示シテ
『小学校唱歌教授法』	明治30年	伊沢修二 鳥居忱 元橋義敦	pp35～38	口ヨリ口ニ之ヲ傳フル ↓ 音ノ高低ヲ覚ヲザル場合 横線等ソノ適宜ノ方法ヲ用イテ可視的ニ之ヲ示ス（音符ニヨルバカラズ） ↓ 予備：歌詞ノ大要 ↓ 楽器ヲ用井曲全体ヲ奏ス。 教授：教師自ラ拍子ヲトリツツ楽器ヲ用ヒズシテ歌曲ヲ1, 2回 生徒ハ黙聴セシム。 ↓ 教師…歌詞ノ最初ノ1節ヲ誦読シ 生徒…誦和 教師…1節ヲ唱謡シ 生徒…模唱 生徒中音律拍子合ワザルアラハ教師ハ或ハ口唱ニ或ハ楽器ニ叮嚀反復。 練習：始ヨリ数回繰返す。 其ノ宜シキヲ得リニ始メテ楽器ヲ伴奏シテ之ヲ唱和セシムベシ 予メ初メノ楽器若クハ自己ノ口ニヨリ該楽曲ニオケル最初ノ音ヲ発シ。1小節目ノ拍数ヲ呼称ス。
『小学唱歌新教授法』	明治39年	天谷秀	pp40～44	発音練習 ア列エ列イ列オ列ウ列の順 ↓ 予備：先ず歌詞内容を説明して兒童の同情を喚起 ↓ 楽曲は小節より順次全体に及ぼす 立唱を多くし座唱を少なくすべき （初学年は座唱がよい） ↓ 初学年：30分ずつ 尋常小学校3年以上は1時間 ↓ 合奏が熟したら独唱 独唱：楽器を伴奏するを先ずとして 後で伴奏せぬがよい。 拍節法：第1拍子を整ふるためにするが調子、強弱を示す。

文献名	年代	著者	記載頁	順序および方法の記載
『小学校に於ける 実際の教授法』	明治44年	田中広吉	p1016 p1023	<p>①単独的口授尋常小学校1～2年 予備：呼吸、発声、内容 教示：1句ずつ範唱。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">大要</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">楽器伴奏</p> <p>練習：楽器とともに 楽器を離れ</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">独唱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">復唱</p> <p>②視唱的口授尋常小学校1年3学期から2・3学年 純口授と同様のため省略</p> <p>視唱法 予備：呼吸、発声、音階、音程 歌詞 教授：楽譜について楽典 読譜、拍子、範唱、曲節の教授</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">歌詞</p> <p>練習：楽器をかるくあっさり 声を十分に使用 聴音 独唱 復習</p> <p>範唱を少なくして児童が自ら変えられるよう楽譜を使用。</p>
『実用教授法』	明治44年	児崎為植	pp181～ 184	<p>尋常小学校3年生までは譜表を用ふることなく口授法によりて児童に模唱せしめ。 尋常小学校4年より略譜視唱法 高学年本譜視唱法 〈小学校令に沿って〉 尋常小学校：平易 単音唱歌 高等小学校：複音唱歌</p> <p>準備：呼吸、発声、音階、地声、裏声、上声 口授→視唱法（基本的内容は4分の1の時間おこなう） 黒板に書いたものか歌詞、楽譜を使用。 低学年→歌詞のみ、教師の唱。 2～3回口唱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>数個の小説に分ちて1小説ずつの意味を示し、且つ歌い方を教へる</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>楽器によりて1～2回全譜を奏し、更に小節ごとに範唱模唱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>習熟するにつれ次第に楽器を軽くし、声を十分に出す。</p>

この表から、楽器を「伴奏」として用いるときの様子が伺える。歌唱の補助的内容として用いられていたことは明らかである。また、口授法については明治27年の松岡氏著の文献から登場している。

5. 明治期の大分県の状況から

大分県では明治期の唱歌教育についてわかる資料は、まず創立130年を迎える東植田小学校の『百周年記念誌(昭和52年)』により当時の地方の小学校の実情を見ることができる。『明治13年の改正教育令により土地の状況により「唱歌」を取り入れたとある。¹⁶⁾』しかしこれらが行われていたという記載はない。また『教師も少なく正教員1名であり、正教員が整ったのは明治44年ころであった¹⁷⁾』と記載されている。また『当時の校舎は民家若くは倉庫を改装したる多く学校として建築したるものも建築其の法を得ず(中略)校具は最も不完全なり黒板面、剥落、き損し用に耐えざるもの多く腰掛けに至っては最も甚しい¹⁸⁾』これらの点から推察するに、地方において明治初期地方に楽器などが十分にあったということは考えにくい。また正教員1名という状態で十分に唱歌教育ができていたと言うことも実際には考えにくい内容である。

さらに「大分県教育雑誌明治39年」には唱歌教授に関する項で教授者は「楽器練習の十分なる事」「好模範を示し得る事¹⁹⁾」実際と記されている。教授する者が上記のような指導ができるよう望まれている事がわかり楽器演奏重要性も含まれている。さらに「小学校の音楽は声楽でなければならぬ²⁰⁾」との記載もみられる。これは当時唱歌という科目名であったことから歌唱を中心とする教授であったことは明らかである。「伴奏」という概念が歌唱補助的「楽器奏」であることも理解できる。楽器については前述のように県内では楽器普及には時間がかかったことは明白であるが「オルガン・ピアノ・ヴァイオリンなどが最もよい²¹⁾」と記されている。ここにはすでに胡弓や箏という記載が

ないことは興味深い点である。

教授の段階で、「1・2小節づつまたは1句づつ範唱し児童に模唱せしむ」その後「楽器を奏し聞かしめさらに前述の方法をおこなふ²²⁾」さらに練習の段階では「漸く全体を歌えるようになったら楽器を軽く奏する²³⁾」とあり唱歌教授の始めから楽器の使用はせず、歌唱の上達や練習の補助的な音として使用することを進めている。すべてを通して注意する点として「教師の口授によって後楽器により次に歌曲の教授に移る事²⁴⁾」口授から楽器使用に移ることが明記されている。

教授は口授を中心とし旋律を理解し、歌うことができるようになって楽器を使用する順序であることが分かる。

6. おわりに

本稿では、明治期の唱歌集における「伴奏」とこの時代発刊された教授法文献から「伴奏」に関する扱いの糸口を探ってきた。教師や楽器不十分であった時代の中でも「伴奏」という概念はすでに存在し、「伴奏」「前奏」についての考え方が今日の指導書など学校教育の流れに結びついていることも明らかであった。明治期の唱歌教授の流れを見る中で、「伴奏」という言葉が2通りの解釈で登場することが分かった。歌唱を中心とした教授の中で口授を用いることが中心であり、その補助的存在として、「楽器」が登場するものである。一つは旋律の音を鳴らし歌唱する段階から、歌えるようになったらその楽器を少しずつ離していくというものである。またもう一つは歌唱が十分にできるようになったら「伴奏」として歌唱に付けていくものである。

今回は明治期の唱歌教授において「伴奏」という概念を中心に考察したが、非常に多くの事項と文献、多岐にわたる内容がありそのすべてを読み解くにはいたらなかった。今後も引き続きそれぞれの時代における「伴奏」「前奏」に関する研究を深めていきたい。

【楽譜例】

『尋常小学唱歌 伴奏楽譜 歌詞評釈 第1学年用』p1「日の丸の旗」p10「かたつむり」

【参考文献】

『幼稚園唱歌』明治34年（1901年）瀧廉太郎
東くめ
『尋常小学唱歌 伴奏楽譜歌詞評釈』明治45年
『小学教授法詳論 全』武市義直著 博愛堂
明治16年
『初等教育教授法』大石兵蔵著 博文館 明治25年
『小学校唱歌科教授法』松岡鋼一郎著 明治27年
『小学校唱歌教授法』伊沢修二 鳥居忱 元橋義敦著 教育書房 明治30年
『小学唱歌新教授法』天谷秀著 明治39年
『小学校における実際の教授法』田中広吉著 広文堂 明治44年
『実用教授法』児崎為槌著 宝文館 明治44年
『学制百年史』文部省（株）帝国地方行政学会 昭和56年
『大分県教育百年史 第1巻』昭和51年 大分県教育委員会
『大分県教育雑誌』259～261 1906年
『大分県教育雑誌』282 1907年
『音楽教育成立への軌跡』東京芸術大学音楽取調掛研究編 音楽之友社 昭和51年

治27年 p22
7) 前掲載 p22
8) 『小学唱歌教授法』伊沢修二 鳥居忱 元橋義敦著 教育書房 明治30年 p37
9) 前掲載 p37
10) 前掲載 p38
11) 『小学校唱歌新教授法』天谷秀著 明治39年 p43
12) 『小学校に於ける実際の教授法』田中広吉著 明治44年 広文堂 p978
13) 前掲載 p1006
14) 『実用教授法』児崎為槌著 宝文館 明治44年 p184
15) 『小学校に於ける実際の教授法』田中広吉著 明治44年 広文堂 p1011
16) 東植田小学校『百周年記念誌（昭和52年）』p22
17) 前掲載 p23
18) 前掲載 p23
19) 『大分県教育雑誌』259～261 1906年 p26
20) 前掲載 p21
21) 前掲載 p22
22) 前掲載 p34
23) 前掲載 p34
24) 前掲載 p40

【注】

- 1) 『音楽中辞典』音楽之友社 p313
- 2) 学制百年史小学校教育の内容と方法『小学校教則綱領 明治14年』文部省 帝国地方行政学会
- 3) 『幼稚園唱歌』1901年 凡例
- 4) 『尋常小学唱歌 伴奏楽譜歌詞評釈』明治45年例言
- 5) 『小学教授法詳論 全』武市義直著 博愛堂 明治16年 p139
- 6) 『小学校唱歌科教授法』松岡鋼一郎著 明